

令和元年9月30日 火力部会資料

環政評発第 1909191 号
令和元年 9 月 19 日

経済産業大臣 殿

環境大臣

姫路天然ガス発電株式会社「(仮称) 姫路天然ガス発電所新設計画環境影響評価準備書」に係る意見照会について（回答）

平成31年2月7日付け20190131保第7号をもって意見を求められた標記について、電気事業法（昭和39年法律第170号）第46条の14第2項の規定に基づき、別紙のとおり、環境の保全の見地からの意見を述べる。

「（仮称）姫路天然ガス発電所新設計画環境影響評価準備書」に対する環境大臣意見

本事業は、姫路天然ガス発電株式会社（以下「本事業者」という。）が、兵庫県姫路市出光興産株式会社の所有地において、新たに天然ガス（LNG）を燃料とするガスタービン・コンバインドサイクル発電方式の1～3号機（総出力約187万kW）を設置するものである。

地球温暖化対策については、平成27年12月12日に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議において採択された「パリ協定」が平成28年11月4日に発効し、我が国は、同年11月8日に同協定を締結している。同協定が掲げる長期的目標及び今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収のバランスを達成すること等に我が国としても取り組む必要がある。我が国は、同協定に基づく我が国の貢献として2030年度に2013年度比26.0%減（2005年度比25.4%減）という温室効果ガス削減目標を掲げており、これを含む地球温暖化対策計画を平成28年5月13日に閣議決定している。また、長期的には、世界の脱炭素化を牽引する決意の下、令和元年6月11日に閣議決定した「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（以下「長期戦略」という。）に基づき、環境と成長の好循環の実現を通じ、最終到達点として「脱炭素社会」を掲げ、それを野心的に今世紀後半のできるだけ早期に実現していくことを目指す。それに向けて、2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減という長期的目標を掲げており、その実現に向けて、大胆に施策に取り組むこととしている。

また、これらの温室効果ガス削減の目標・計画と整合を取るために、「燃料調達コスト引下げ関係閣僚会合（4大臣会合）」（平成25年4月26日）で承認された「東京電力の火力電源入札に関する関係局長級会議取りまとめ」（平成25年4月25日経済産業省・環境省。以下「局長級取りまとめ」という。）で示されている要件を満たした実効性のある枠組みの下で、電力業界全体で二酸化炭素排出削減に取り組むことが必要不可欠である。平成28年2月の環境大臣及び経済産業大臣の合意（以下「平成28年2月合意」という。）により、電力業界の自主的枠組みに加え、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「省エネ法」という。）やエネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成21年法律第72号。以下「高度化法」という。）の政策的な対応措置に取り組むことで、電力業界全体の取組の実効性を確保することとされているところであり、これらの対応措置等により、温室効果ガス削減目標を達成する必要がある。さらに、温室効果ガスの累積排出量が将来の気候変動を左右する中で、パリ協定の長期的目標の達成に向け、地球温暖化対策計画や長期戦略等を踏まえつつ、我が国全体で2030年度のエネルギー・ミックス及び温室効果ガス削減目標を計画的かつ着実に達成し、それ以降の長期大幅削減を図るため、削減の道筋を明確化し、政府はもとより、各主体が進捗を管理していく必要がある。

本事業者は、本LNG火力発電所のみを運転することになるため、2030年までに省エネ法に基づくベンチマーク指標の目標を達成する見通しとしている。しかし、上記を踏まえ、温室効果ガス削減に向けた不断の努力が必要不可欠である。

さらに、本事業者は、本事業で発電した電力について、自主的枠組みに参加する小売電気事業者に販売するよう努めることとしているが、現時点では供給先は未定であるため、自主的枠組みの参加事業者を通じて電力が販売される必要がある。

経済産業省においては、本事業者を始めとして、全ての発電事業者に対し、2030年度に向けて、確実に省エネ法に基づくベンチマーク指標の目標を遵守させること。共同実施の評価の考え方については、平成28年2月合意を担保する観点からも可及的速やかに明確化すること。自主的枠組みに関しては、電力業界に対して、現状のカバー率の維持・向上が図られることを前提として、

引き続き、実効性・透明性の向上やカバー率の維持・向上のため、参加事業者の拡大に取り組み、目標の達成に真摯に取り組むことを促すこと。また、電気事業低炭素社会協議会によるPDCAの評価基準を明確化し、「電気事業分野における地球温暖化対策の進捗状況の評価結果について」（平成31年3月28日環境省）において疑問を呈しているとおり、各会員事業者に取組を確実に促していくために、2030年度の目標達成に向けた協議会のPDCAの実効性を確保すること。さらに、本事業者の供給先を含む小売電気事業者に対して、高度化法を遵守させるとともに、発電事業者及び小売電気事業者に対し、省エネ法及び高度化法の指導・助言並びに勧告・命令を含めた措置を適切に運用すること等を通じて、地球温暖化対策計画に記載のある国の2030年度の電力由来二酸化炭素排出量と整合的なエネルギーMixを達成するよう、電力業界全体の取組の実効性を確保すること。なお、平成28年2月合意に基づき、毎年度、電気事業分野からの排出量や排出係数等の状況を評価し、0.37kg-CO₂/kWhの達成ができないと判断される場合には、施策の見直し等について検討することとなる。

大気環境に関しては、大気の汚染に係る環境基準の一部を達成していない地点が存在することから、当該地域の継続的大気環境の改善に向け本事業については最大限、大気汚染物質の排出量を抑える努力が必要である。

以上の点を踏まえ、以下の措置を講ずること。

1. 総論

本事業の工事の実施及び施設の供用に当たっては、二酸化炭素の排出削減対策を始め、排ガス処理設備の適切な運転管理及び騒音・振動の発生源対策等による大気環境の保全対策、排水の適正な処理及び管理による水環境の保全対策等の環境保全措置を適切に講ずること。

2. 各論

（1）温室効果ガス

省エネ法に基づくベンチマーク指標の目標達成に向けて、社会的な透明性を確保しつつ、できる限り具体的な方針を示して、以下を始めとする事項に取り組むこと。

ア. 本事業の発電技術については、本事業者は局長級取りまとめの「BATの参考表【平成26年4月時点】」に掲載されている「(B)商用プラントとして着工済み（試運転期間等を含む）の発電技術及び商用プラントとしての採用が決定し環境アセスメント手続きに入っている発電技術」に相当する高効率の発電設備を導入するとしている。最新の「BATの参考表【平成29年2月時点】」における(B)以上の高効率の発電設備に該当することから、当該発電設備の運用等を通じて送電端熱効率の適切な維持管理を図ること。

イ. 本事業で発電した電力は、原則、自主的枠組み参加事業者に電力を供給し、確実に二酸化炭素排出削減に取り組むこと。

ウ. 本事業を実施することによる二酸化炭素排出量については、毎年度適切に把握すること。

エ. 地球温暖化対策計画に位置付けられた我が国の中長期的な目標に鑑み、国の二酸化炭素回収・貯留（Carbon Dioxide Capture and Storage; CCS）等に関する検討結果や、二酸化炭素分離回収を始めとした技術開発状況を踏まえ、今後の革新的な二酸化炭素排出削減対策に関する所要の検討を継続的に行うこと。

オ. 事業者における長期的な二酸化炭素排出削減対策について、パリ協定や長期戦略等地球温暖化対策に係る今後の国内外の動向を踏まえ、所要の検討を行い、事業者として適切な範囲で必要な措置を講ずること。

(2) 大気環境

対象事業実施区域及びその周辺は、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）に基づく対策地域とされている。また、同区域の周辺には微小粒子状物質（PM2.5）や光化学オキシダント等に関する大気の汚染に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、大気環境の改善が必要な地域であることから、大気環境に係る以下を始めとする事項に取り組むこと。

ア. 対象事業実施区域の周辺には、学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設や多数の住居が存在することから、本事業の工事の実施及び本発電設備の稼働に伴う大気環境への影響が回避・低減されるよう、大気環境の状況について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。また、継続的な大気環境の改善に向け、地元自治体と密に連携し、周辺住民とのリスクコミュニケーションを推進するとともに、本発電所での発電に当たっての排煙処理設備の維持管理の徹底等、大気汚染物質排出削減対策を講ずること。

イ. 対象事業実施区域の周辺には、稼働中の火力発電所があり、大気環境に係る累積的な影響が懸念されることから、大気環境の状況について、本事業者が策定した環境監視計画に基づき継続的に把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、適切な環境保全措置を講ずること。

ウ. 微小粒子状物質（PM2.5）に係る最新の知見を踏まえて、必要に応じて追加の環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

(3) 水環境

対象事業実施区域の周辺海域は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）及び瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）に基づく化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画等に関する指定水域であり、水質汚濁に係る環境基準を達成していない地点も存在するなど、水環境の改善が必要な地域であることから、本事業の工事の実施に伴う水環境への影響が回避・低減されるよう、排水処理設備により水質汚濁物質排出量を抑制するとともに、水環境の状況について、工事期間中、本事業者が策定した環境監視計画に基づき把握し、その結果を踏まえて、必要に応じて、環境保全措置を含めた適切な対応を行うこと。

以上について、その旨を評価書に記載すること。